

省エネ対策でコスト削減＝CO₂削減を！

地球温暖化対策省エネ設備等導入融資 (神奈川県中小企業制度融資政策連動資金(環境・省エネルギー対策融資))の ご案内

1 融資の対象者

次の要件に該当する中小企業者、特定非営利活動法人及び協同組合等

- ・ 省エネ設備等の導入に関する融資
CO₂削減対策に資するものとして県環境計画課において認定した設備等を導入すること

2 CO₂削減対策に資する設備等とは？

1 設備資金

以下の設備等のうち、導入によりCO₂削減効果が見込まれるものであること(新規導入の場合はエネルギー効率の高いものであること)

- ・ ボイラー、加熱設備、熱交換器、ポンプ、コンプレッサーその他の生産設備
- ・ 冷蔵庫、ショーケースその他の業務用設備
- ・ 空気調和設備、給湯設備、換気設備、照明その他の建築設備
- ・ 変圧器、進相コンデンサーその他の受変電設備、エネルギー管理システム
- ・ コージェネレーション設備
- ・ 複層ガラス、遮光フィルムその他の空調負荷低減を目的とした建築物外皮
- ・ 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第1条第1項に掲げる再生可能エネルギー等を活用した電力供給、熱供給等のための設備
- ・ 雨水利用設備

2 運転資金

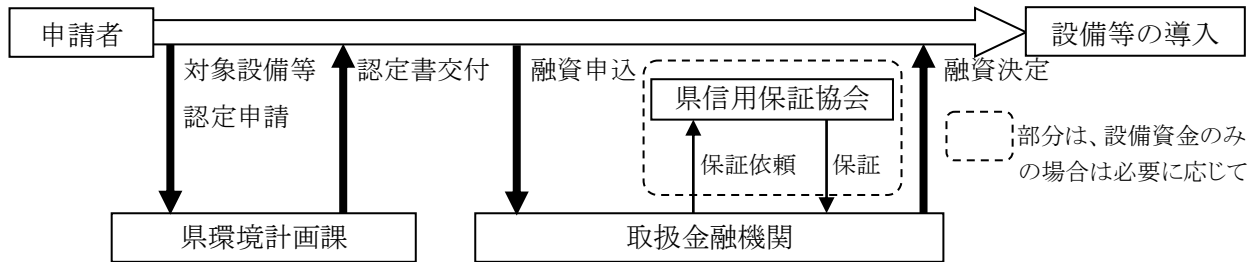
設備の設置目的に沿う運転資金

導入する設備に係る補助金の申請手続を行い、当該補助金の交付の決定を受けたとき、当該手続に要する費用など

3 融資条件

資金使途	設備資金及び運転資金
融資限度額	中小企業者及び特定非営利活動法人 8,000 万円 (協同組合等 1 億 2,000 万円) ※運転資金は同時に借り入れる設備資金の 2 分の 1 を限度とする。
融資利率	年利 1.6%以内
融資期間	1 年超 10 年以内(運転資金は 1 年超 7 年以内)
返済方法	毎月割賦返済(1 年以内の据置き可)
担保・保証人	必要に応じて物的担保を提供する。法人の代表者は必ず連帯保証人となる。 その他の連帯保証人は原則不要。
信用保証	○資金用途が設備資金のみの場合 必要に応じて県信用保証協会の信用保証を付ける。 ○資金用途が設備資金及び運転資金の場合 県信用保証協会の信用保証を付ける。

4 融資の流れ



5 必要書類

(1) 対象設備等認定申請

- ・ 政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）対象設備等認定申請書
- ・ 導入予定設備等の仕様書

(2) 融資申込み

- ・ 神奈川県中小企業制度融資申込書
- ・ 財務書類（通常は直近2期分の決算書（確定申告書）の控え等）
- ・ 事業税の未納がない旨の納税証明書
- ・ 設備資金の場合は、見積書の写し
- ・ 許認可等の必要な事業の場合は、その許認可等の写し
- ・ 政策連動資金（環境・省エネルギー対策融資）対象設備等認定書

（初めて県信用保証協会を利用する場合）

- ・ 申込者及び連帯保証人の印鑑証明書

（初めて県信用保証協会を利用する法人の場合）

- ・ 定款の写し及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

（初めて県信用保証協会を利用する個人事業者の場合）

- ・ 必要に応じて住民票抄本（本籍地は不要です）

（特定非営利活動法人の場合）

- ・ 事業報告書等、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

※ここに挙げた書類以外にも、金融機関等が審査に必要な書類の提出をお願いすることがあります。

お問合せ・認定の申請は、

神奈川県環境計画課計画書審査グループ

（〒231-8588 横浜市中区日本大通 1 新庁舎）

TEL 045-210-4083 へ